

サービス利用規約



以下の「ご注意」をよくお読みいただき、お申し込みください。

私は、「入会申込受付サービス」を利用するにあたり、同サービス利用規約、「パートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit 会員規約」(一般条項、商品条項)を承諾し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」、「個人情報の取扱いに関する同意条項(特約)」および「パートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit 個人情報の取扱いに関する特約(特約)」に同意のうえ、パートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Creditの入会を申し込みます。なおオリックス・クレジット株式会社(以下「当社」といいます。)の審査の結果、条件等が変更されても異議ありません。

目次

- I. 入会申込受付サービス利用規約
- II. 個人情報の取扱いに関する同意条項
- III. パートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit 会員規約(一般条項)
- IV. パートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit 会員規約(商品条項)
- V. 個人情報の取扱いに関する同意条項(特約)
- VI. パートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit 個人情報の取扱いに関する特約(特約)

ご注意

当サービスをご利用いただいた場合は、上記目次I~VIの規約および条項に同意したものとみなします。

既に当社のカードをお持ちで増枠などをご希望のお客さまは、当社ウェブサイトの「会員専用サイト」から会員専用サービスへお進みください。6ヶ月以内の再度のお申込みはご遠慮ください。

当社が発行する他のローンカードと本商品の同時保有はできません。

I. 入会申込受付サービス利用規約

1. 当サービスについて

お客さまが入力された内容に基づいて、当社所定の入会審査をさせていただきます。ご入会いただけるお客さまには、以下の書類を入力フォームで選択された明細書の送付先(ご自宅またはご勤務先)にお届け致します。

送付書類: 会員規約

【必要書類】

(1) 法令に基づく本人確認書類および個人情報の指定信用情報機関への提供のための書類

以下、A群の書類(写し)のうちいずれか2点、または、A群の書類(写し)のうちいずれか1点およびB群の書類(写し)1点をご提出ください。

※運転免許証をお持ちの方は、必ず運転免許証の写しをご提出ください。

<A群: 本人確認書類>

- 運転免許証(裏面に変更情報がある場合、表および裏。)
- 健康保険証(氏名・生年月日・性別・住所が記載されている箇所。)
- ◆ 通院歴の記載は、ご家族分も含め塗りつぶしてください。
- パスポート(日本国内で発行されたもの。氏名・生年月日・性別・住所が記載されている箇所。)
- 住民票(発行日から6ヶ月以内のものに限ります。本籍地及び個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は塗りつぶしてください。)
- 在留カードまたは特別永住者証明書(氏名・生年月日・性別・居住地が記載されている箇所)

<B群: 補充書類>

- 公共料金の領収証書または納税証明書(領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、領収日又は発行日から6ヶ月以内のものに限ります。)

※ご提出いただいた書類が、お申し込み内容と相違する場合は、お申し込み内容と同じ記載のものを追加でご提出いただく必要がございます。

※「氏名」「生年月日」「住所」「発行または交付元の印」等のすべてが確認できる状態でお送りください(不鮮明なものや端が切れているものなどはお取り扱いできません)。

※審査の結果、上記のいずれか以外に弊社指定の資料をご用意いただく場合がございます。

※ご提出いただいた書類等をご返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 法令に基づく収入額を証明する書類: 下記いずれかの写し

<事業収入(外交員報酬等含む)のある方または不動産収入(給与所得の他に不動産収入のある場合)のある方>

所得税の確定申告書(第一表および第二表)

※その事業における「事業収入」および「事業所得」が確認できる、所得税の確定申告書。

※税務署印または税理士印のあるもの(電子申告の場合は不要です)。

※現在の事業状況および今年度の各種ご計画(事業計画、収支計画、資金計画)等について別途書類のご提出やお電話で確認させていただく場合がございます。

<給与所得のある方>

(1)~(4)のいずれか1点

(1) 源泉徴収票

お手元がない場合は、「直近2ヶ月連続の給与明細書」+「直近1年分の賞与明細書」。

※氏名・支給年月日・社名のわかるもの。

(2) 確定申告書

所得税の確定申告書(第一表および第二表)

※税務署印または税理士印のあるもの(電子申告の場合は不要です)。

(3) 課税証明書

収入金額の記載があるもの。お手元がない場合は、地方税決定通知書。

(4) 年金通知書

お手元がない場合は、年金証書の写し。

【給与所得のある方で、最近ご転職された方】

ご転職等により現勤務先での「支払金額」が1年度分に満たない場合は、次の書類
「現勤務先の給与明細書(直近2ヶ月連続したもの)」+「直近1年分の賞与明細書」

【給与所得のある方で、複数から収入を得られている方】

給与所得と同時に年金収入も得られている等、複数からの収入を得られている場合は、それぞれの収入が証明できる書類

※必要書類に関するご注意

- 上記以外に当社指定の書類をご用意いただく場合がございます。
- ご提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

2. 商品概要

パートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit【極度型】

- (1) ご契約枠(コース) 30万円~300万円
 - (2) ご融資利率(実質年率)6.0%~17.8%
※100万円コース以上は14.9%以下となります。
 - (3) ご返済方式 リボルビング返済(元利込定額/新残高スライド)または1回払い
 - (4) 契約期間 1年毎の自動更新
 - (5) 返済期間/回数 最終借入日から最長6年7ヶ月/1回~79回
 - (6) 遅延損害金 実質年率 19.9%
 - (7) 担保・保証人 不要
 - (8) 登録番号 関東財務局長(13)第00170号
 - (9) 社名 オリックス・クレジット株式会社
 - (10) 本社住所 東京都立川市曙町 2-22-20 フリーダイヤル0120-58-4451
- ※入会金、年会費は無料です。

パートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit【証貸型】

- (1) ご契約額 30万円未満
 - (2) ご融資利率(実質年率)8.0%~17.8%
 - (3) ご返済方式 元利込定額リボルビング返済
 - (4) 契約期間 1年毎の自動更新
 - (5) 返済期間/回数 借入日から最長3年5ヶ月/1回~41回
 - (6) 遅延損害金 実質年率 19.9%
 - (7) 担保・保証人 不要
 - (8) 登録番号 関東財務局長(13)第00170号
 - (9) 社名 オリックス・クレジット株式会社
 - (10) 本社住所 東京都立川市曙町 2-22-20 フリーダイヤル0120-58-4451
- ※入会金、年会費は無料です。

3. お申込み可能な方

20歳~69歳までの方で、以下のいずれかに該当する方。

- 業歴1年以上の個人事業主の方。
- 法人格を有する事業の代表者の方(例:〇〇株式会社、△△有限会社を経営する方)。

4. 確認のご連絡

お申込みが承認されたお客さまには、お申込み内容等をご自宅またはご勤務先へ、お電話で確認させていただきます。
あらかじめご了承ください。

5. 審査結果のご連絡

承認された場合は電話およびEメールで、その他の場合はEメールで、審査結果をご連絡いたします。

Eメールは、お客さまが入力したEメールアドレス宛に発信いたします。

当社からのEメールがお客さまに届いた後のEメールの管理責任はお客さまにあり、届いたEメールによるトラブルについて当社は一切責任を負いません。

諸事情によりEメールがお客さまに不着となっても当社は責任を負いません。

Eメールが不着と当社が判断した場合、郵送または電話でご連絡いたします。

6. セキュリティについて

当サービスの申込受付のページは、インターネット標準の暗号化通信プロトコルであるSSLを採用しております。これによりインターネット上で送られるデータが第三者に悪用されることなく、指定されたサーバーに届くようになっております。

ただし、インターネット通信の性格上、データ転送の安全性を100%保証するものではないことをあらかじめご了承ください。

7. その他

審査の結果お客さまのご希望にお応えできない場合があること、およびご入力いただいた内容と後日お客さまからご提供いただいた内容とが相違している場合には、ご連絡差し上げた審査結果の如何にかかわらずご希望にお応えできない場合があることをあらかじめご了承ください。

また、お申込内容は申込日から6ヶ月間当社に登録されることをあらかじめご了承ください。

II. 個人情報の取扱いに関する同意条項

本申込みまたは本契約に係る個人情報の提供、登録、使用に関する同意内容は以下のとおりです。

第1条(個人情報の信用情報機関への提供・登録・使用について)

1.【個人情報の使用】

当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。)に申込人の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

2.【個人情報の加盟先機関への提供】

当社は、申込人に係る本申込みおよび本契約に基づく個人情報[本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、申込みおよび契約内容に関する情報(申込日、申込商品種別、契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名、支払回数、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産手続開始の申立、債権譲渡等)]を、加盟先機関に提供します。

3.【個人情報の登録と他会員への提供】

加盟先機関は、当該個人情報を下記に定める期間登録し、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。
加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

4.【開示等の手続き】

申込人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

5.【加盟先機関】

当社が加盟する信用情報機関は以下のとおりです。

- (1) 株式会社日本信用情報機構
Tel 0570-055-955
<https://www.jicc.co.jp/>
※加盟資格、加盟会員等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- (2) 株式会社シー・アイ・シー
Tel 0120-810-414
<https://www.cic.co.jp/>
※加盟資格、加盟会員等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

6.【提携先機関】

当社が加盟する信用情報機関と提携する信用情報機関は以下のとおりです。

- 全国銀行個人信用情報センター
Tel 03-3214-5020
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
※加盟資格、加盟会員等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

<加盟先機関の登録情報および登録期間>

(登録情報)

- (1) 本契約に係る申込みをした事実

(登録期間)

- 株式会社日本信用情報機構:
照会日から6ヶ月以内。
- 株式会社シー・アイ・シー:
当社が照会した日から6ヶ月間。

(登録情報)

- (2) 本契約に係る客観的な取引事実

(登録期間)

- 株式会社日本信用情報機構:
契約内容、返済状況および取引事実に関する情報は、契約継続中および契約終了後5年以内。
- 株式会社シー・アイ・シー:
契約期間中および契約終了後5年以内。

(登録情報)

- (3) 本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実

(登録期間)

- 株式会社日本信用情報機構:
契約継続中および契約終了後5年以内。債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年以内。
- 株式会社シー・アイ・シー:
契約期間中および契約終了後5年間。

第2条(個人情報の内容)

当社は、保護措置を講じた上で申込人に係る以下の個人情報を取得し、第3条および第4条の利用目的の達成に必要な範囲内でこれを利用します。

- (1) 所定の申込書等(Web画面を含む)に申込人が記載または当社に申告した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、申込人の属性に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む)。
- (2) 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約金額、支払回数。
- (3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等、取引の履歴に関する情報。
- (4) 本契約に関する申込人の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、申込人が申告した申込人の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の返済状況。
- (5) 官報や電話帳等一般に公開されている情報。
- (6) お問合せ等の通話および防犯上録画された映像等の記録情報。
- (7) 当社が適法かつ適正な方法により取得した、住民票の写し等公的機関が発行する書類の記載事項。
- (8) 本人確認書類、収入証明書等、法令等に基づき取得が義務付けられ、また申込人が承諾して当社に提出した書類の記載事項。
- (9) オリックスグループ各社(法令等に基づくオリックス株式会社の子会社、関連会社をいいます。以下同じ)への申込情報および全ての取引情報。

第3条(個人情報の利用目的)

当社は、第2条の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用します。

- (1) 金銭の貸付け、信用保証、その他金融商品販売などの当事業につき、申込人からの申込みや問合せに対して適切な対応を行うため。
- (2) 申込人との取引に関する与信判断を行うため、ならびに申込人の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
- (3) 当社において、申込人との契約の管理を適切に行うため。また、契約終了後の照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
- (4) 当社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- (5) オリックスグループ各社ならびに株式会社リクルートおよびリクルートグループ各社との共同利用のため。
※オリックスグループ各社との共同利用については、当社のホームページ(<https://credit.orix.co.jp/>)記載のプライバシー・ポリシーに従うものとします。
※株式会社リクルートおよびリクルートグループ各社との共同利用については、「V. 個人情報の取扱いに関する同意条項(特約)」に従うものとします。
- (6) 与信に際して個人情報を加盟する信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため(提供する旨の同意を得た場合に限り)ます。

第4条(営業活動等の目的での個人情報の利用)

当社は、第3条に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第2条(1)(2)(3)の個人情報を利用します。

- (1) 当社から、当社およびオリックスグループ各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール、電話等により案内するため。
- (2) 申込人によりよい商品・サービスを提供するためなど、さらなる満足のためのアンケート調査やマーケティング分析に利用するため。

第5条(個人情報の提供、預託)

当社は、下記の場合に第2条の個人情報を保護措置を講じた上で提供、または預託することがあります。

- (1) 当社が各種法令の規定により提出を求められ、またはそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合に、公的機関等に個人情報を提供する場合。
- (2) 当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する目的で、当該業務委託先に個人情報を預託する場合。
- (3) 当社が会員規約に基づき債権を他に譲渡もしくは担保設定またはこれらと類する取引(その検討、準備を含む)を行うに際し、これら取引の実施に必要な範囲で取引の相手方および関連当事者に個人情報を提供する場合。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) 申込人は、当社が別途定める手続きに従い、法令等の範囲内で、当社に対して自己の個人情報を開示するよう請求することができます。
- (2) 前項に基づく開示の結果、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条(本条項に不同意の場合)

当社は、申込人が本契約に必要な記載・申告事項(本契約に当たり申込人が記載または申告すべき事項)の記載・申告を希望しない場合および本条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第8条(利用中止の申出)

第4条に基づき当社が営業活動等の目的で申込人の個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を業務運営上支障がない範囲で中止する措置を取ります。

第9条(本契約が不成立の場合)

1. 本契約が不成立の場合であっても、その不成立の理由の如何を問わず、本申込みをした事実および当社が取得した個人情報は以下の目的で一定期間利用されますが、それ以外の目的に利用しません。
 - (1) 第1条に基づく信用情報機関への登録。
 - (2) 申込人から新たな申込みがあった場合に、当社が与信目的で利用。
2. 前項(1)については、第1条の信用情報機関の加盟会員により、申込人の返済または支払能力を調査する目的でのみ利用されます。

第10条(本条項の変更)

本条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条(個人情報に関する問合せの窓口)

当社に登録された個人情報に関するお問合せや利用中止の申出等に関しましては、下記の当社窓口までご連絡ください。

オリックス・クレジット株式会社
住所:〒190-8528
東京都立川市曙町2-22-20
立川センタービル
電話番号:042-528-5701

III. パートナースローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit会員規約

〔一般条項〕

【ご契約について】

第1条(会員)

1. 会員とは、会員規約〔一般条項〕および〔商品条項〕(以下総称して「本規約」といいます。)を承認の上、オリックス・クレジット株式会社(以下「当社」といいます。)に入会の申込みをし、当社が入会を認めた方をいいます。なお、会員は、当社とのローン取引(以下「本ローン取引」といいます。)の内容により、次のとおり、極度型会員と証貸型会員のいずれかに属します。

極度型会員	極度方式基本契約	契約枠(コース)	30万円以上300万円以内
証貸型会員	証書貸付契約	契約額	30万円未満

2. 会員は、本ローン取引に関する一切の行為について本規約を遵守するものとします。

第2条(契約の成立)

1. 本規約に基づく契約(以下「基本契約」といいます。)は、極度型会員については、当社が審査により契約内容を決定し、入会を認めるときに成立するものとし、証貸型会員については、当社が審査により契約内容を決定し、当社と証貸型会員が基本契約を締結したときに成立するものとします(以下、基本契約成立日を「基本契約日」といいます。)。なお、会員は、入会に際して、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類、当社所定の申込書類および年収額(ただし、当社が会員の年収として認めた金額で、以下「基準年収額」といいます。)を証明する書面等を当社に提出するものとします。
2. 極度型会員が基本契約に基づいて借入れを行うときに、当社との間で個別の融資契約が成立するものとします。また、融資契約残高がある状態で新たに借入れ(以下「追加借入」といいます。)を行ったときは、従前の融資契約残高と追加借入額との合計を借入額とする新たな融資契約が成立したものとします。

第3条(契約期間)

1. 基本契約の契約期間は、極度型会員については、基本契約日から1年間とし、証貸型会員については、基本契約に定めるとおりとします。
2. 極度型会員については、契約期間満了日までに極度型会員から基本契約を継続しない旨の意思表示がなく、当社が契約期間の延長を認めた場合は、契約期間は1年間を限度に延長されるものとし、以後も同様とします。
3. 前項の契約期間の延長にあたり、当社は極度型会員の信用状況に応じて契約条件を変更できるものとし、契約期間満了日の30日前までに極度型会員に通知します。なお、極度型会員が本規約に違反した場合や利用の態様等が当社に不利益を生ずるものと当社が判断した場合、当社は極度型会員への新たな融資を停止するとともに、契約期間の延長をお断りすることがあります。
4. 当社は、貸金業法その他法令等(以下「法令等」といいます。)に基づきまたは当社が必要と判断した場合、適宜会員の信用状況および返済能力を調査するものとします。極度型会員については、調査の結果、極度型会員のお借入総額が法令等に基づく基準額を超える場合、信用状況の変化等により会員の返済能力を超えると認められる場合、当社が審査等により必要と判断した場合または法令等の規定を充足するために必要と判断した場合、当社は極度型会員への新たな融資を停止することができるものとします。

第4条(契約の終了)

1. 極度型会員が次の各号のいずれかに該当したときは、基本契約は契約期間の満了をもって終了するものとします。
 - ① 極度型会員から基本契約を更新しない旨の意思表示があったとき、または当社が契約の更新を認めなかったとき。
 - ② 契約更新時に変更された契約条件を極度型会員が承諾しなかったとき。
 - ③ 極度型会員が満70歳になったとき。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。
2. 極度型会員が次の各号のいずれかに該当したとき、基本契約は契約期間中であっても終了するものとします。
 - ① 融資契約に基づく債務を完済し、極度型会員から基本契約を解約する旨の意思表示があったとき。
 - ② 融資契約に基づく債務を完済してから一年以上新たな借入れがなく、当社が解約相当と判断したとき。
 - ③ 第14条または第19条の規定により期限の利益を喪失し、当社が解約相当と判断したとき。

第5条(契約終了後の措置)

1. 極度型会員が基本契約終了時点で残債務がない場合、基本契約は直ちに解約となります。
2. 極度型会員が基本契約終了時点で残債務がある場合、極度型会員は本規約に従って残債務を支払うものとし、基本契約は債務を完済した時点で解約となります。ただし、極度型会員が期限の利益を喪失したことで契約終了となった場合は、債務の全額を直ちに支払うものとし、債務の完済をもって解約となります。

第6条(届出事項の変更等)

1. 会員は、氏名、自宅住所、勤務先等、当社に届け出た事項(以下「届出事項」といいます。)に変更があった場合、速やかに当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 会員が前項の届出を怠る等、会員の責めに帰すべき事由によって、当社からの通知、連絡等が会員に延着した場合、または到達しなかった場合、および会員が当社からの通知、連絡等の受取りを拒んだ場合、当社は通常到達すべきときに会員に到達したものとみなします。
3. 会員は、当社ホームページ等に提示されている『外国で重要な公的地位にある者等』に、会員が該当する場合または該当することとなった場合、速やかに当社に届け出るものとします。

第7条(規約の変更等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、本規約を変更することがあります。
 - ① 本規約の変更が会員の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規約の変更が基本契約および個別の融資契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社は、前項の規定により本規約を変更するときは、変更実施日の2週間前までに、本規約を変更する旨、変更の内容及び変更実施日を、当社ホームページ(URL)において掲示します。
3. 当社は、法令等の変更または監督官庁の指示その他当社において必要な場合には、前2項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ(URL)において公表する方法または当社から会員に通知する方法(必要があるときにはその他当社が相当と認める方法を含む)により会員に告知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、当社による告知後に会員が本規約に基づく取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。
4. 本規約が変更された場合、会員は変更前の規約に基づく個別の融資契約についても変更後の内容が適用されることを承諾します。

【ご利用方法について】

第8条 (暗証番号)

1. 極度型会員は、暗証番号として4桁の数字を当社に登録するものとします。ただし、4桁の同じ数字および生年月日、電話番号等から推測される数字など、極度型会員の暗証番号について当社が不適切と判断した場合、当社は極度型会員に対し、暗証番号の変更を要請することがあります。
2. 極度型会員は、当社の定める手続きにより、暗証番号をいつでも変更することができます。
3. 極度型会員は、暗証番号を他人に知られないよう定期的に変更するなど、善良な管理者の注意をもって管理するものとします。なお、登録された暗証番号が、極度型会員の故意または重大な過失により他人に知られたことで生じた損害は、極度型会員の負担となります。

第9条 (契約枠(コース)および利用可能枠、契約額)

1. ローンの利用に関し、当社は、極度型会員については契約枠(コース)と利用可能枠を設定するものとし、証貸型会員については契約額を決定するものとします。
2. 契約枠(コース)は、極度型会員が希望した契約枠(コース)の範囲内で当社が決定する金額とします。
3. 利用可能枠は、契約枠(コース)の範囲内で法令等の定めにより算出される金額を基礎として当社が決定する金額とします。極度型会員は契約期間中、利用可能枠の範囲内で繰り返し借入れを行うことができます。ただし、次項による利用可能枠の変動により、融資契約残高が利用可能枠を上回った場合、当社は極度型会員への新たな融資を停止します。
4. 極度型会員の利用状況および信用状態、または法令等の基準により当社が必要と判断した場合には、当社は極度型会員の契約枠(コース)および利用可能枠を事前に通知することなく減枠できるものとします。
5. 契約枠(コース)の増枠は、極度型会員が要請しかつ当社がこれを承認した場合に限りできるものとします。また、利用可能枠については、当社所定の条件に該当した場合に増枠できるものとします。
6. 極度型会員の融資契約残高が契約枠(コース)または利用可能枠を上回った場合、その超過分についても本規約が適用されます。

第10条 (借入利率および利息の計算方法)

1. 借入利率は、当社が任意に決定し、会員に告知した利率とします。
2. 前項の借入利率は、基本契約の契約期間中および融資契約の返済期間中であっても、市中金利の変動、金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、当社の判断で変更する場合があります。この場合、当社は相当期間を設けて告知するものとします。
3. 借入利率が変更された場合は、変更日時点の融資残元金についても変更後の利率が適用されます。
4. 極度型会員が追加借入を行った場合、従前の融資契約残高に対する利息は、新たな融資契約成立以後の最初の返済時に精算されるものとします。
5. 利息計算は、融資残元金に対して借入利率を乗じて計算します。ただし、1年を365日とする日割計算とします。

【ご返済等について】

第11条 (返済方式と毎月返済額)

返済方式と毎月返済額は、〔商品条項〕によるものとします。

第12条 (遅延損害金)

1. 会員が期限の利益を喪失した場合、会員は融資残元金債務全額に対し、その翌日から完済に至るまで年19.9%の割合で、1年を365日とする日割計算による遅延損害金を当社に支払うものとします。
2. 会員が期限の利益を喪失した事由が第14条第1項第①号の場合には、会員は当社の選択により、次の各号のいずれかの遅延損害金を当社に支払うものとします。
 - ①前項によって計算された遅延損害金額。
 - ②遅延した返済金の元金および利息の合計額に対して遅延した翌日より完済に至るまで年19.9%の割合で、1年を365日とする日割計算による遅延損害金額。ただし、当該金額に第10条第5項所定の利息を加算した金額は、前項によって計算された遅延損害金額を超えないものとします。

第13条 (費用および手数料の負担)

1. 当社は、次の費用または手数料(消費税を含みます。)を会員に負担していただくことがあります。
 - ①お支払いのために必要な費用。
 - ②その他当社が定める費用または手数料。
2. 前項に基づき会員が負担する費用または手数料は、〔商品条項〕第8条(返済金の充当順位)の規定に従って、支払われるものとします。

第14条 (期限の利益の喪失)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当社の通知・催告がなくても、基本契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - ①基本契約または個別の融資契約に基づく債務の返済を一部でも怠ったとき。
 - ②基本契約以外の当社との取引に違反し、または期限の利益を喪失したとき。
 - ③強制執行、担保権の実行、滞納処分、保全処分等の申立てを受けたとき。
 - ④一般の支払いを停止し、または債務整理のための和解、調停等の申立てをし、もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てをし、またはこれらを申し立てられたとき。
 - ⑤振出もしくは引受、参加引受、裏書、保証した手形または小切手を不渡りにしたとき。
 - ⑥住所変更の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき理由で、当社に会員の所在が不明になったとき。
 - ⑦刑事上の訴追を受けたとき。
2. 会員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、会員は当社の請求により、基本契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。
 - ①届出事項の変更を届け出なかった場合で、それが重大なものであったとき。
 - ②当社に差し入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入、支出等について虚偽の申告があったとき。
 - ③退職、休職、転職等により会員の信用状態が悪化し、当社が債権を保全するために必要と認められたとき。
 - ④利用状況が適当でない、または不審であると当社が判断したとき。
 - ⑤その他本規約の義務に違反し、当社が債権を保全するために必要と認められたとき。

【法律事項について】

第15条(書面の交付)

1. 当社は、会員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、法令等で定める必要事項を記載した書面を会員に交付します。
 - ①基本契約を締結しようとするとき、基本契約または個別の融資契約が成立したとき、契約内容に重要な変更があったときおよび債務の弁済があったとき。ただし、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が運営するペイジーを利用した返済、口座自動振替または当社預貯金口座への入金による場合には、会員から要求された場合に限り、
 - ②その他当社所定の条件に該当するとき。
2. 極度型会員は、前項に基づく書面を、電磁的方法により提供を受けることを事前に承諾します。なお、極度型会員は、当社ホームページによる操作その他当社所定の方法により、交付を受ける書面の種類、交付方法に関する自己の選択を変更することができます。当社は、極度型会員から郵送方式による交付への変更を希望する旨の申し出があった場合は、当社所定の手続き後、郵送による交付を行います。

第16条(入会後の書類提出義務)

法令等の定めに基づき、当社が極度型会員の入会後に基準年収額を証明する書面、その他必要な書類の提出を求めた場合、会員はその求めに応じるものとします。なお、極度型会員が当社の求めに応じないときは、当社は極度型会員への新たな融資を停止することができるものとします。

第17条(債権の担保差入れ、譲渡および相殺禁止)

1. 当社は、基本契約および個別の融資契約に基づく債権を金融機関等に譲渡もしくは担保として差し入れる場合があります。
2. 前項に基づき、当社が基本契約および個別の融資契約に基づく債権を他に譲渡した場合、会員は当社から債権譲渡の通知を受けるまでは当社を債権者として債務を支払い、債権譲渡の通知を受けた後は当該債権の譲受人を債権者として債務を支払います。
3. 会員は、基本契約および個別の融資契約によるすべての金銭の支払債務を、当社またはその承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第18条(合意管轄裁判所)

会員は、基本契約および個別の融資契約に関する訴訟等についての第一審の専属的合意管轄裁判所を、訴額の如何にかかわらず、当社の本店の所在地を管轄する簡易裁判所とすることに同意します。

第19条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来においても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③会員自らまたは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
3. 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項に関し虚偽の申告をしたことが判明した場合、会員は当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。
4. 会員は、前項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合でも、当社になんらの請求はしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、会員はその責任を負うものとします。

【本ローン取引に関する特約】

第20条(本ローン取引の停止)

当社は、会員に関する倒産・営業停止等の情報の連絡を株式会社リクルートおよびリクルートグループ各社(以下「リクルート」といいます。)より受けた場合、速やかに本ローン取引による新たな融資は停止するものとします。なお、会員は、リクルートが会員に提示した「個人情報の取扱いに関する同意条項(特約)」に、会員の倒産・営業停止等に関する情報を、当社の利用目的のために当社に提供することが規定されていたことを認めるとともに、当該情報を当社に提供することをあらかじめ同意するものとします。

第21条(本ローン取引についての問合せ、苦情等)

本ローン取引および本規約に関する問合せ、苦情等につきましては、下記の当社窓口までご連絡ください。

記

オリックス・クレジット株式会社

住 所: 190-8528 東京都立川市曙町2-22-20 立川センタービル

電話番号: 042-528-5701

第22条(本ローン取引の申込対象者)

本ローン取引の申込対象者は、リクルートが取引状況を鑑みて案内を行った方のみとし、案内されなかった方は対象外といたします。また案内があった方でも、その後の取引状況に依っては対象外とさせていただく場合がございます。

【その他】

第23条(その他)

1. 会員は、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、取引ができないことがあることを承諾します。
2. 入会申込みに際し当社に提出した申込書およびその他一切の書類等は、入会できなかった場合でも返還されずに破棄されても、また脱会時に破棄されても異議ないものとします。

IV. パートナースローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit会員規約

〔商品条項〕

第1条 (会員番号)

1. 当社は、極度型会員に16桁の会員番号 (以下「会員番号」といいます。) を明記した会員番号通知書を発行します。
2. 極度型会員は、会員番号を本規約に基づく本ローン取引に使用するものとします。
3. 極度型会員は、会員番号を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

第2条 (借入れおよび融資要領)

<極度型会員>

1. 本規約に基づく融資は、当社が別途設定する利用可能枠の範囲内で行われるものとし、かつ、当社が別途指定する金額を最低単位とします。また、融資の可否は当社が決定するものとします。なお、利用可能枠は極度型会員の利用状況および信用状態、または法令等の基準により変動するため、極度型会員は借入れをするにあたり、事前に利用可能枠を確認するものとします。
2. 極度型会員は、インターネット、電話等の当社指定の方法で申し込むことにより、当社から振込みによる借入れを行うことができます。なお、極度型会員が予め当社に届け出た極度型会員名義の銀行口座に当社名義で振り込む方法により行われるものとします。

<証貸型会員>

本規約に基づく融資は、証貸型会員が予め当社に届け出た証貸型会員名義の銀行口座に当社名義で振り込む方法により行われるものとします。

第3条 (融資日)

本規約に基づく融資日は、前条に基づく融資の着金日とします。

第4条 (借入利率)

借入利率は、次のとおりです。

<極度型会員>

契約枠 (コース)	100万円未満	100万円以上300万円以内
借入利率 (実質年率)	8.0%~17.8%	6.0%~14.9%

<証貸型会員>

契約額	30万円未満
借入利率 (実質年率)	8.0%~17.8%

第5条 (返済方法)

<極度型会員>

1. 返済方法は、極度型会員が次の各号から選択し、当社が認めた方法とします。
 - ①日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が運営するペイジーを利用した返済。
 - ②極度型会員の指定する極度型会員名義の銀行口座から口座振替により返済する方法 (以下「自振返済」といいます。) 。ただし、自振返済が開始されるまでの間、当社が指定する銀行口座への振込返済となる場合があります。
 - ③当社が指定する銀行口座への振込返済。
2. 前項にかかわらず、入会時に適用される返済方法は、前項第1号の返済方法とし、極度型会員はこれを承諾します。
3. 自振返済を行う場合、極度型会員は、金融機関宛の預金口座振替依頼書 (以下「口座振替依頼書」といいます。) を事前に当社に差し入れるものとします。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が口座振替依頼書の再提出を要請した場合は、極度型会員は直ちに新しい口座振替依頼書の提出に応じるものとします。

<証貸型会員>

1. 返済方法は、証貸型会員が次の各号から選択し、当社が認めた方法とします。
 - ①証貸型会員の指定する証貸型会員名義の銀行口座からの自振返済。ただし、自振返済が開始されるまでの間、当社が指定する銀行口座への振込返済となる場合があります。
 - ②当社が指定する銀行口座への振込返済。
2. 前項にかかわらず、入会時に適用される返済方法は、前項第1号の返済方法とし、証貸型会員はこれを承諾します。
3. 自振返済を行う場合、証貸型会員は、口座振替依頼書を事前に当社に差し入れるものとします。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が口座振替依頼書の再提出を要請した場合は、証貸型会員は直ちに新しい口座振替依頼書の提出に応じるものとします。

第6条(返済方式と毎月返済額)

<極度型会員>

- 返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式(以下「新残高スライド返済」といいます。)または元利込定額リボルビング返済方式(以下「元利込定額返済」といいます。)のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式による分割払い(以下「分割払い」といいます。)、および元利一括返済方式による1回払いのいずれかとします。また、追加借入を行う際は、追加借入額にかかる返済方式を、分割払い、または1回払いから選択できるものとし、従前の融資契約残高にかかる返済方式については従前と同じ方式となります。
- 前項にかかわらず、入会時に適用される返済方式は、新残高スライド返済とし、極度型会員はこれを承諾します。
- 新残高スライド返済の毎月返済額は、直前の個別融資契約成立後の融資残高を当月の残高として下表の金額とします。この毎月返済額は、次の融資契約が成立するまで、残高の減少にかかわらず継続されるものとします。
〔新残高スライド返済の毎月返済額〕

当月の残高	30万円以内	30万円超50万円以内	50万円超100万円以内
毎月返済額	10,000円	15,000円	25,000円
当月の残高	100万円超200万円以内		200万円超300万円以内
毎月返済額	40,000円		60,000円

- 元利込定額返済の毎月返済額は、契約枠(コース)に応じて下表の毎月返済額以上の金額で設定するものとします。
〔元利込定額返済の毎月返済額〕

契約枠(コース)	30万円コース	50万円コース	100万円コース
毎月返済額	10,000円以上	15,000円以上	25,000円以上
契約枠(コース)	200万円コース		300万円コース
毎月返済額	40,000円以上		60,000円以上

- 元利一括返済方式による1回払いの返済額は、一括返済元金に日割計算による利息を加算した額とします。なお、1回払いの部分と分割払いの部分の併存する場合、1回払いによる一括返済額と分割払いによる前記返済額との合計がその月の返済額となります。

<証貸型会員>

返済方式は、元利込定額返済とします。毎月返済額は、当社が相当と認める金額(10,000円以上)を提示し、同金額以上で証貸型会員の希望する金額を支払うものとします。なお、証貸型会員が希望し、当社が認めた場合には、元利一括返済方式による1回払いを行うことができます。

第7条(約定返済と繰上返済)

- 毎月の返済(以下「約定返済」といいます。)の期日(以下「約定返済日」といいます。)は、極度型会員については、当社所定の期日の中から極度型会員が指定し当社が認めた返済日とし、証貸型会員については、基本契約に定める返済日とします。
- 約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を返済日とします。
- 極度型会員について、分割払いの部分の約定返済は、約定返済日の15日前(以下「返済確定日」といいます。)に融資残高がある場合には、当該約定返済日に履行するものとします。また、1回払いの部分の返済は、融資日以降2回目に到来する約定返済日に履行(融資日が約定返済日当日の場合は、次回の約定返済日に履行)するものとします。ただし、入会から1ヶ月以内に借入れを行った場合には、口座振替手続きの都合で返済開始日が遅れる場合があります。
- 会員は当社に事前に連絡した上で、当社所定の範囲内で繰上返済することができます。
- 極度型会員について、返済確定日の翌日以降に行った繰上返済の合計額が約定返済額に達した場合、当社は約定返済日の入金があったものとみなします。
- 繰上返済が行われた場合であっても、当社と金融機関との口座振替手続きの都合上、約定返済日に口座振替が行われる場合があります。
- 当社が、約定返済額その他会員に請求することができる金銭債権の額を超過する金額を受領し、これを会員に返戻する場合でも、かかる超過金額に利息は付利されないものとします。

第8条(返済金の充当順位)

- 約定返済金の充当順位は、①1回払いの部分にかかる元金、②費用または手数料、③未収利息、④遅延損害金、⑤1回払いの部分にかかる経過利息、⑥分割払いの部分にかかる経過利息、⑦分割払いの部分にかかる元金の順とします。
- 繰上返済する場合は、会員が当社に事前に連絡して、1回払い、分割払いの充当順位等を当社所定の範囲内で指定できるものとします。ただし、会員の指定がない場合は、当社所定の方法、順位で充当するものとし、会員はこれを承諾するものとします。
- 会員が当社に対して複数の債務を負担している場合は、会員からの充当指定がない限り、当社所定の方法、順位で充当するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

V. 個人情報の取扱いに関する同意条項(特約)

- 私(以下「申込人」といいます)、オリックス・クレジット株式会社が発行するパートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Creditの契約成立後の会員を含みます。以下同じ)は、パートナーズローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit(以下「本ローンサービス」といいます)を申し込むにあたり、株式会社リクルートおよびリクルートグループ各社(以下「リクルート」といいます)が所有する申込人に関する以下の個人情報をオリックス・クレジット株式会社(以下「クレジット社」といいます)に提供し、クレジット社が以下のために利用することに同意します。

【個人情報の内容】

- 申込人が本ローンサービスにおける招待顧客である事実
- 申込人をユニークに識別するためのお客番号
- 申込人とリクルートとの広告掲載等に関する取引状況
- リクルートが把握した申込人に関する倒産・営業停止等の情報

【利用目的】

- クレジット社における顧客属性分析のため。
- クレジット社における本ローンサービスの債権整理のため。

個人情報に関するお問い合わせはこちら(<https://partnersclub.jp/contact/input.html>)

VI. パートナースローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit 個人情報の取扱いに関する特約

私(以下「申込人」といい、パートナースローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit契約成立後の会員を含みます。以下同じ)は、本「パートナースローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit(特約)」(以下「特約」といいます)が、「パートナースローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit会員規約[一般条項]」および「パートナースローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit会員規約[商品条項]」(以下、総称して「会員規約」といいます)ならびに「個人情報の取扱いに関する同意条項」(以下「同意条項」といいます)に付随するものであり、会員規約および同意条項と同様に適用されることに承諾します。なお、本特約で使用している用語について、本特約に規定がない場合は、会員規約および同意条項と同義とします。

第1条(個人情報の提供)

オリックス・クレジット株式会社(以下「当社」といいます)は、株式会社リクルートおよびリクルートグループ各社(以下「リクルート」といいます)に対し、申込人に係る以下の個人情報を、保護措置を講じたうえで提供し、リクルートは、本特約第2条の目的のために必要な範囲内でこれを利用します。

- ①申込人のパートナースローン for 個人事業主 powered by ORIX Credit(以下「本ローンサービスカード」といいます。)入会申込書(パソコンまたは携帯電話等のWeb上の画面を含みます)記載(申込人から聴取した場合も含みます。)事項および本ローンサービスカード入会後に申込人が届け出た事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス。
- ②当社とリクルートの間で、申込人をユニークに識別するために共有するお客様番号
- ③申込人の本ローンサービスが成約に至らなかったときは、その事実
- ④申込人の本ローンサービスが使用停止になったときは、その事実
- ⑤会員規約に基づく契約が終了したときは、その事実
- ⑥申込人の本ローンサービスでの借入の有無
- ⑦申込人の本ローンサービスでの借入に対するご返済状況
- ⑧申込人の本ローンサービスに関するキャンペーン適用の有無
- ⑨申込人の本ローンサービスに関するお問合せやご意見等の内容

第2条(リクルートにおける個人情報の利用目的)

リクルートにおいて、本特約第1条に基づき提供を受けた申込人の個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用するものとします。


- ①申込人を含めた本ローンサービスの利用者の属性(性別、年齢、職業、地域性、利用額等)の分析調査をするため。
- ②本ローンサービスの改善・新規サービスの開発およびマーケティング
- ③本ローンサービスに関するご意見、お問い合わせ、クチコミ投稿内容の確認・回答
- ④申込人に対するキャンペーン・アンケート・モニター・取材等の実施
- ⑤申込人に対する本ローンサービスの利用に伴う連絡・メールマガジン・DM・各種お知らせ等の配信・送付
- ⑥申込人に対する属性情報・端末情報・位置情報・行動履歴等に基づく広告・コンテンツ等の配信・表示、本サービスの提供
- ⑦利用規約等で禁じている、商用・転用目的での各種申込行為、各種多重申込、権利譲渡、虚偽情報登録などの調査と、それに基づく当該申込内容の詳細確認



オリックス・クレジット株式会社

〒190-8528 東京都立川市曙町2-22-20 立川センタービル

登録番号 関東財務局長(13)第00170号

 日本貸金業協会会員 第003540号